

山口市経営体発展支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山口市経営体発展支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象及び補助率等）

第2条 この要綱による補助金の交付対象及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、別表に定める交付対象者が事業を行うに要する経費について、予算の範囲内において同表の補助率により補助する。

（補助金の交付申請）

第3条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市経営体発展支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業計画の変更等に係る承認の申請）

第6条 交付対象者は、事業計画の内容に別表に定める重要な変更を加えようとするときは、速やかに山口市経営体発展支援事業費補助金変更承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出し、承認を受け

なければならない。

（事業の中止又は廃止）

第 7 条 交付対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（実績報告書）

第 8 条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い時期までに、山口市経営体発展支援事業費補助金実績報告書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 前条の規定により通知を受けた交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市経営体発展支援事業費補助金交付請求書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 交付対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、山口市経営体発展支援事業費補助金概算払請求書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第 11 条 補助金の交付を受けた交付対象者は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

（関係書類の整備）

第 12 条 交付対象者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を

検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法が不適當であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該交付対象者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(施設・機械等の処分の制限)

第15条 交付対象者は、本事業により取得し、又は効用の増加した機械・施設等の財産を市長が適當と認める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の適當と認める期間及び承認を受ける場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年法律第179号)の例によるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の申請が行われた補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
(有効期限)
- 2 この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の申請が行われた補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

補助金の交付対象及び補助率

事業	経費	補助率	補助金 限度額	交付 対象者	重要な 変更
山口市経営体発展支援事業	山口市経営体発展支援事業実施要領の別表 1 に定める対象機械・施設の整備に要する経費	消費税を除く事業費の 4/10 以内(1 千円未満切り捨て)	200 万円	事業実施要領の第 3 の 1 に基づき実施計画の承認を受けた者	補助額の増又は事業費の 30 % を越える増減
山口市農作業受託者支援事業	山口市農作業受託者支援事業実施要領の別表に定める対象機械の整備に要する経費	消費税を除く事業費の 4/10 以内(1 千円未満切り捨て)	50 万円	事業実施要領の別表第 1 の要件を満たす者	補助額の増又は事業費の 30 % を越える増減

